

○愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱

令和元年6月21日告示第203号

改正 令和2年4月1日告示第348号

令和3年3月30日告示第414号

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱を次のように定める。

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事関連業務の競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする共同企業体(県内の事業者の技術力の向上を図るため高度かつ特殊な技術を要する業務を実施することを目的として建設工事関連業務ごとに結成されるものに限る。以下同じ。)に必要な資格その他建設工事関連業務の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事関連業務」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。

2 この要綱において「有資格業者」とは、県が行う測量、建設コンサルタント等の業務に関する入札参加資格の審査を受け、建設工事関連業務の競争入札等を行う会計年度において当該競争入札等に参加する資格を有すると認められた者をいう。

3 この要綱において「受託者選定担当者」とは、知事又は知事の委任を受けて建設工事関連業務の委託契約に係る受託者の選定権限を有する者をいう。

4 この要綱において「入札執行者」とは、知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。

(共同企業体の対象業務)

第3条 共同企業体により競争入札等を行わせることができる建設工事関連業務は、高度かつ特殊な技術を要するもの(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受けるものを除く。)とする。この場合において、共同企業体以外の有資格業者は、当該競争入札等に参加することができない。

(共同企業体の入札参加資格)

第4条 建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(共同企業体の構成員の数)

第5条 構成員の数は、2者とする。

(共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県内に本店を有する有資格業者(以下「県内業者」という。)の組合せ又は県内業者及び県内に支店、営業所等を有する有資格業者(県内業者を除く。)の組合せであること。
- (2) 一の共同企業体の構成員が、同一の建設工事関連業務に係る他の共同企業体の構成

員でないこと。

(共同企業体の構成員の要件)

第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 受託者選定担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす技術者を配置することができること。
- (2) 受託者選定担当者が建設工事関連業務ごとに定める業務の実績を有すること。ただし、代表者以外の構成員については、確実かつ円滑な業務の実施を確保することができるものと認められる場合にあつては、この限りでない。

(共同企業体の構成員の出資比率)

第8条 各構成員の出資比率の最小限度は、30パーセント以上とする。

(共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 出資比率が構成員中最大の者であること。
- (2) 受託者選定担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす管理技術者（建設工事関連業務の管理、統括等を行う者をいう。）及び照査技術者（建設工事関連業務の成果について技術上の照査を行う者をいう。）を配置することができること。

(共同企業体の入札参加資格の審査)

第10条 共同企業体を結成して建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする者は、建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて入札執行者に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

2 入札執行者は、建設工事関連業務につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(入札書)

第11条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、代表者が記名押印するものとする。

(契約書)

第12条 共同企業体の業務委託契約書には、共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、建設工事関連業務の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

前 文（抄）（令和2年4月1日告示第348号）

令和2年6月1日から施行する。

前 文（抄）（令和3年3月30日告示第414号）

令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係） 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書

建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書		年 月 日	
愛媛県知事	様		
		共同企業体の事務所の所在地 共同企業体の名称 _____ 共同企業体	
		共同企業体の代表者の商号 又は名称及び代表者氏名	
		共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名	
<p>今般連帯責任によって建設工事関連業務を共同で実施するため、_____を代表者とする_____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において愛媛県の発注する_____業務の競争入札等に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>また、_____年度において愛媛県の発注する_____業務について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。</p>			
<p>(1) 業務の入札及び見積りに関する一切の権限</p> <p>(2) 業務委託契約に関する一切の権限（契約の締結を除く。）</p> <p>(3) 業務委託料の請求及び受領に関する一切の権限</p> <p>(4) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限</p> <p>(5) その他業務の実施に係る届出及び報告に関する一切の権限</p>			
1 共同企業体の構成員			
区分	県内の本店又は支店、営業所等の所在地	商号又は名称	出資割合 (%)
代表者			
構成員			
2 入札、見積り、業務委託契約及び業務委託契約に基づく行為に使用する印鑑			
代表者	構成員		

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 共同企業体協定書の写し

(2) その他入札執行者が必要と認める書類